

## 社会福祉法人かながわ共同会役員の報酬等に関する規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人かながわ共同会（以下「法人」という。）定款第22条第1項の規定に基づき、役員の報酬等について必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この規程で役員とは、理事及び監事をいう。

2 常勤とは、法人を主たる勤務場所とし、法人の業務に原則週5日以上従事する勤務形態をいう。

3 非常勤とは、常勤以外の勤務形態をいう。

4 報酬等とは、報酬、通勤手当及び旅費をいう。

5 出張とは、役員が法人業務のため旅行することをいう。

6 旅行の種類は、次のとおりとする。

(1) 県内旅行 神奈川県内における旅行及び神奈川県と東京都の区の存する区域との間における旅行をいう。

(2) 県外旅行は、前項に定める地域を除いた本邦内への旅行をいう。

(3) 外国旅行は、外国における旅行をいう。

### (適用除外)

第3条 法人の職員を兼務する理事には、この規程は適用しない。

### (役員の報酬)

第4条 役員が評議員会若しくは理事会に出席し、又はその他法人業務に従事したときは、報酬を支給する。

2 各年度における理事の報酬等の総額は、8,000,000円を超えない範囲内とする。

3 各年度における監事の報酬等の総額は、700,000円を超えない範囲内とする。

4 役員の報酬額は、別表1に定める額とする。

### (理事長の通勤手当)

第5条 理事長に通勤手当を支給する。ただし、片道2キロメートル未満の場合は通勤手当を支給しない。

2 通勤手当は、最も経済的な通常の経路及び方法により通勤した場合の費用により計算する。

3 公共交通機関を利用して通勤することを常例とする場合の通勤手当は、実費とする。ただし、1ヶ月当たりの上限を50,000円とする。

- 4 自家用自動車、オートバイ、自転車その他を使用して通勤することを常例とする場合の通勤手当は、法人職員の例による。

(役員の旅費)

第6条 役員が出張したときは、旅費を支給する。ただし、片道2キロメートル未満の場合は旅費を支給しない。

- 2 旅費の種類は、交通費（鉄道料金、乗船料金、車賃及び航空運賃等）、宿泊費、日当、その他の費用とする。ただし、自宅から旅行先まで公共交通機関を利用する場合は片道の所要時間が通常1時間30分以内のとき又は自家用自動車若しくはオートバイ（以下「自家用自動車等」という。）を使用する場合は片道の走行距離が26キロメートル以内のときは、日当を支給しない。

(旅費の計算)

第7条 県内旅行及び県外旅行の旅費は、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の費用により計算する。ただし、業務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法によって旅行し難い場合には、その現によった経路及び方法によって計算する。

- 2 交通費、宿泊費、日当及びその他の費用は、別表2に定める額とする。
- 3 外国旅行の旅費は、その都度旅行内容等を考慮して計算する。
- 4 理事長が公共交通機関を利用して出張した場合において、通勤手当の対象となる経路と重複するときは、その経路に係る交通費は支給しない。

(支給の時期)

第8条 理事長の報酬等は、毎月初日から末日までの分を翌月15日（この日が休日にあたるときは前日）に支給する。

- 2 理事長以外の役員の報酬等は、会議等に出席又は法人業務に従事した都度、支給する。
- 3 県外旅行及び外国旅行については、旅費の概算払いをすることができる。この場合は、当該旅行を完了した後速やかに清算しなければならない。

(支給の手段)

第9条 報酬等は、通貨をもって直接本人に支給することを原則とする。ただし、本人の同意を得て本人が指定する銀行その他の金融機関の本人の口座に振り込むことができる。

- 2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(端数の処理)

第10条 自家用自動車又はオートバイを使用して通勤又は出張する場合、路程に1キロメートル未満の端数を生じたときは、小数点以下を四捨五入する。

2 通勤手当の計算金額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

(公表)

第11条 法人は、この規程を役員報酬等の基準として公表する。

(改廃)

第12条 この規程の改廃は、評議員会の議決を経なければならない。

附 則

この規程は、平成29年6月23日から施行する。

2 社会福祉法人かながわ共同会理事長及び常務理事の報酬等に関する規程並びに社会福祉法人かながわ共同会役員等旅費支給規程（以下「旧規程」という。）は、廃止する。

3 旧規程の規定による報酬等で平成29年6月23日においてまだ支給していないものについては、なお従前の例による。

4 この規程は、平成30年11月26日（評議員会の議決の日）から施行し、平成30年11月8日から適用する。

5 この規程は、令和3年12月8日から施行する。

別表1（報酬額）

役職名	勤務形態	金額
理事長	非常勤	月額 440,000 円
理事	非常勤	日額 20,000 円
監事	非常勤	日額 20,000 円

別表2（旅費）

## 1 交通費

方法	金額
公共交通機関	実費
自家用自動車等	1キロメートルにつき25円 (オートバイは2分の1の額)

## 2 宿泊費

金額
実費（1夜につき20,000円以内）

## 3 日当

金額
日額 1,000 円

## 4 その他の費用

金額
実費（資料代、駐車料等）